

3 総防管第420号
令和3年4月23日

各区市町村長 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

緊急事態宣言等に伴う公立施設等の取扱いについて（依頼）

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、政府から発出された緊急事態宣言等を踏まえ、都として、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を定めました。これを踏まえ、都では4月25日から、都立施設の使用制限や都主催イベント等の開催制限について、別紙のとおり対応することといたしました。

各区市町村におかれましても、公立施設や主催イベント等について、別紙を御参考に対応を行っていただきますようお願いいたします。

また、公立施設等における屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等に御協力をいただくようお願いいたします。

変異株の脅威など、現在の厳しい状況を打開するためには、人流の抑制を徹底する必要があります。是非とも、感染拡大防止に御協力いただきますようお願いいたします。

(担当)

東京都総務局総合防災部防災管理課

危機管理調整担当

電話 03-5320-7891（直通） 都庁内線 25-182